

建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年3月24日

宮崎市長 清山 知憲

1 中間検査を行う区域

宮崎市全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる用途、規模及び構造の建築物

(1) 長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの（共同住宅にあつては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。）

(2) 鉄筋コンクリート組積造のもの

3 指定する特定工程

次のとおりとする。

なお、2以上の構造を併用した建築物にあつては、1階床面積が最大の構造に係る区分による。また、増築又は改築にあつては、初めて特定工程を施工する階を1階とみなす。

(1) 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（柱組壁工法等は耐力壁の工事等）

(2) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

(4) その他の構造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事

4 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

(1) 木造にあつては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(2) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

(4) その他の構造にあつては、特定工程を覆う外装工事又は内装工事

5 適用除外

以下の建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物

(2) 法第85条の適用を受ける建築物